



News Release

2025 年 8 月 1 日

EP バイオパートナーズ株式会社

「Innovative Research Organization」および「IRO」 商標登録取得のお知らせ

EP バイオパートナーズ株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役：黒沼 宏輔、以下「EP バイオパートナーズ」）は、このたび当社が取り組む IRO 事業に関連する「IRO」および「Innovative Research Organization」について商標登録を取得したことをお知らせいたします。

■登録商標情報

商標権者：EPS ホールディングス株式会社

登録商標名：「IRO」

登録番号：第 6942604 号

区分：第 35 類

登録日：令和 7 年 6 月 27 日

登録商標名：「Innovative Research Organization」

登録番号：第 6942605 号

区分：第 35 類

登録日：令和 7 年 6 月 27 日

■Innovative Research Organization（IRO）事業について

当社は 2024 年 4 月 23 日に、IRO 事業の本格的な展開開始を発表いたしました。IRO 事業は、クライアントとなる海外バイオテック企業や国内のバイオベンチャーからニーズの高い事業計画立案支援（海外バイオテック企業の場合は日本への事業進出支援）、出口戦略立案支援（提携企業へのライセンスアウトを含む）、資金調達支援、パイプラインごとの開発企画コンサルティング、非臨床・臨床試験のコンサルティング、CDMO 探索支援、流通・販売・マーケティング支援など、従来の CRO 業務にとどまらないトータルソリューションを提供する事業です。



■事業の現状と展望

日本国内においては、厚生労働省や経済産業省などにより、日本発の創薬力向上のためのさまざまな施策がとられており、その結果、当社でも国内のバイオベンチャーから多数の事業展開やパイプライン開発の相談を受けております。

また中国やアジアを中心とした海外のバイオテック企業の日本市場進出支援ならびに国内での臨床試験の相談件数も急増しており、主要アカデミアの KOL との強固な関係を活かし、PMDA 相談を含めた対応を行っております。

さらに、海外のバイオテック企業の日本での臨床試験実施はドラッグラス・ロス問題の解消にも直結しており、関係省庁や関連団体と連携しながら、臨床試験から承認、販売に至る一連の支援体制を強化しています。

■登録商標の意義

今回取得した登録商標は、EP バイオパートナーズが展開する IRO 事業の独自性と新規性が認められた証です。今後も当社はバイオベンチャーや海外の新興バイオテック企業、関連するステークホルダーの皆さまとともに、IRO 事業を通じて日本の創薬力向上に貢献してまいります。

【EP バイオパートナーズ株式会社】

EP バイオパートナーズは、EPS ホールディングス株式会社の 100%子会社として、以下の3つの事業を展開しております。

- ① 国内バイオベンチャーに対する事業計画立案支援、出口戦略支援（ライセンスアウト支援を含む）、個々の開発パイプラインの開発コンサルティング、非臨床・臨床試験の実施支援
- ② 中国・アジアを中心とした海外の新興バイオテック企業に対する日本への事業進出を企図している会社の事業支援（出口戦略としてのライセンスイン・ライセンスアウト支援を含む）、パイプラインごとの開発企画コンサルティング、臨床試験実施支援
- ③ 日本の製薬企業に対する中国市場への進出をサポートするコンサルティング、市場調査、臨床試験実施支援

これらの事業を通じて、日本のバイオベンチャー、中国・アジアを中心とした海外の新興バイオテック企業に対し、One Stop Solution を提供しております。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

EP バイオパートナーズ株式会社：

[お問い合わせ - EP バイオパートナーズ株式会社](#)